

4 認定・補償の手続き

補償を受けるためには、まず、その災害について、公務災害又は通勤災害であるという認定を受ける必要があります。

なお、認定及び補償は、被災職員（又は遺族）からの請求に基づいて行うことになっています（これを「請求主義」といいます）。

○災害が発生したら

被災した場合は、所属長に連絡するとともに、医療機関で必要な治療を受けてください。その際、公務（通勤）災害の手続きをとる予定であることを告げ、支払方法は、医療機関の指示に従ってください。（できる限り共済組合員証は使用しないようにしてください。）

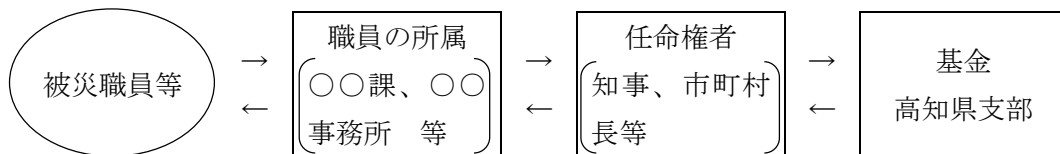
※治療費を支払った場合は、領収証を大切に保管しておいてください。



○認定請求書の提出、認定結果の通知

公務・通勤災害の認定請求書は、被災職員等から直接、基金県支部に請求するのではなく、所属機関および任命権者を經由して請求します。

基金県支部では、内容を審査し、公務（通勤）災害に該当するかどうかを認定し、その結果を被災職員等と任命権者に通知します。



○認定後の手続き（補償の請求）

被災職員等は、公務（通勤）災害と認定された災害についての各種補償を請求し、基金県支部は法の定める基準により補償を行います。

請求の方法等は、認定の通知と合わせてお知らせします。



○療養が終了したら（治ゆの報告）

被災職員は、認定傷病が「治ゆ」したときは、所属を通じ、治ゆの報告を行います。

治ゆとは、完全に治ゆした場合だけでなく、もはや医療効果を期待しえないという「症状固定」の場合も含まれます。治ゆの時点で障害が残存する場合は、障害の程度により障害補償が受けられます。